



平成 30 年 2 月 14 日

各 位

会社名 株式会社 ヤクルト 本社
代表者名 代表取締役社長 根岸 孝成
(コード番号: 2267 東証一部)
問合せ先 執行役員 渡辺 秀一
執行役員 川畑 裕之
(電話番号 03-3574-8960)

株式売出し並びに主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動 に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 2 月 14 日開催の取締役会において、当社普通株式の売出しに関し、下記のとおり決議しましたので、お知らせいたします。

また、当該売出しにより、当社の主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動が見込まれますので、併せてお知らせいたします。

記

I. 株式の売出し

1. 株式売出し（引受人の買取引受による売出し）に関する件

(1) 売 出 株 式 の 下 記①ないし③の合計による当社普通株式 22,674,900 株

- 種 類 及 び 数
- ① 下 記 (3) ①に記載の引受人の買取引受による国内売出しの対象株式として当社普通株式 12,834,900 株
 - ② 下 記 (3) ②に記載の海外売出しにおける海外引受会社による買取引受の対象株式として当社普通株式 8,556,700 株
 - ③ 下 記 (3) ②に記載の海外売出しにおける海外引受会社に付与される当社普通株式を追加的に取得する権利の対象株式の上限として当社普通株式 1,283,300 株

なお、上記①ないし③の合計である引受人の買取引受による国内売出し及び海外売出しの総売出株式数（以下「総売出株式数」という。）は 22,674,900 株であり、上記①ないし③に記載の各株式数を目処に売出しが行われるが、その最終的な内訳は、需要状況等を勘案した上で、下記（4）に記載の売出価格等決定日に決定される。

更に、当社は、平成 30 年 2 月 14 日（水）開催の取締役会において、株式会社東京証券取引所における自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）により、取得株式の総数 5,000,000 株、取得価額の総額 360 億円をそれぞれ上限とし、平成 30 年 2 月 16 日（金）から平成 30 年 2 月 28 日（水）までの期間を取得期間として、自己株式（当社普通株式）の取得に関する事項を決議している。今後、当社が当該決議に基づき自己株式の取得を決定した場合、下記（2）に記載の売出人が、当該自己株式の取得に応じて、その保有する当社普通株式の一部を売却する可能性がある。かかる場合、上記①ないし③の引受人の買取引受による国内売出しの売出数及び海外売出しの売出数が減少することがある。

- (2) 売 出 人 ダノン プロバイオティクス プライベート リミテッド
- (3) 売 出 方 法 国内及び海外における同時売出しとする。
- ① 引受人の買取引受による国内売出し
 日本国内における売出し（以下「引受人の買取引受による国内売出し」という。）とし、みずほ証券株式会社、シティグループ証券株式会社及び大和証券株式会社を共同主幹事会社とする引受人に、引受人の買取引受による国内売出し分の全株式を総額連帯買取引受させる。なお、当社普通株式を取得し得る投資家のうち個人・事業会社等に対する需要状況等の把握及び配分に関してはみずほ証券株式会社及び大和証券株式会社が共同で行い、機関投資家に対する需要状況等の把握及び配分に関してはみずほ証券株式会社及びシティグループ証券株式会社が共同で行う。
- ② 海外売出し
 海外市場（但し、米国においては 1933 年米国証券法に基づくルール 144A に従った適格機関投資家に対する販売のみとする。）における当社普通株式の売出し（以下「海外売出し」という。）とし、Citigroup Global Markets Limited、Mizuho International plc 及び J.P. Morgan Securities plc を共同主幹事会社兼ジョイント・ブックランナーとする引受人（以下「海外引受会社」と総称する。）に、海外売出し分の全株式を総額個別買取引受させる。また、売出人は、海外引受会社に対して当社普通株式を追加的に取得する権利を付与する。
- 引受人の買取引受による国内売出し、海外売出し及び下記「2. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）に関する件」に記載のオーバーアロットメントによる売出し（これらを併せて、以下「グローバル・オフアリング」と総称する。）のジョイント・グローバル・コーディネーターは、みずほ証券株式会社及びシティグループ証券株式会社である。
- (4) 売 出 価 格 未定（日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、平成 30 年 3 月 5 日（月）から平成 30 年 3 月 7 日（水）までの間のいずれかの日（以下「売出価格等決定日」という。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）（以下「終値」という。）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況等を勘案した上で、売出価格等決定日に決定される。）
- (5) 引 受 人 の 対 価 売出価格と引受価額（売出人が引受人より 1 株当たりの買取金額として受け取る金額）との差額の総額を引受人の手取金とする。また、売出人は、その裁量により、引受人に対して、売出価格等決定日の終値に 0.005 を乗じた金額（1 株当たりの金額）の総売出株式数に応じた総額を上限として、追加的に手数料を支払うことがある。
- (6) 申 込 期 間 売出価格等決定日の翌営業日から売出価格等決定日の 2 営業日後（国内）の日まで。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 申 込 証 拠 金 1 株につき売出価格と同一の金額とする。
- (9) 受 渡 期 日 平成 30 年 3 月 13 日（火）から平成 30 年 3 月 15 日（木）までの間のいずれかの日。但し、売出価格等決定日の 6 営業日後の日とする。

- (10) 売出価格、その他引受人の買取引受による売出しに必要な一切の事項の承認については、当社代表取締役社長に一任する。

2. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）に関する件（下記<ご参考> 2. を参照のこと。）

- (1) 売 出 株 式 の 当 社 普 通 株 式 1,925,100 株
種 類 及 び 数 （上記売出数は上限を示したものであり、引受人の買取引受による国内売出しの需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。なお、売出数は、引受人の買取引受による国内売出しの需要状況等を勘案した上で、売出価格等決定日に決定される。）
なお、上記1.（1）に記載の自己株式の取得に伴い、引受人の買取引受による国内売出しの売出数が減少した場合、併せてオーバーアロットメントによる売出しの売出数も減少することがある。
- (2) 売 出 人 みずほ証券株式会社
- (3) 売 出 方 法 引受人の買取引受による国内売出しにあたり、その需要状況等を勘案した上で、みずほ証券株式会社が当社株主であるダノン プロバイオティクス プライベート リミテッドから1,925,100株を上限として借入れる当社普通株式の日本国内における売出しを行う。
- (4) 売 出 価 格 未定（売出価格等決定日に決定される。なお、売出価格は引受人の買取引受による国内売出しにおける売出価格と同一とする。）
- (5) 申 込 期 間 引受人の買取引受による国内売出しにおける申込期間と同一である。
- (6) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (7) 申 込 証 拠 金 1株につき売出価格と同一の金額とする。
- (8) 受 渡 期 日 引受人の買取引受による国内売出しにおける受渡期日と同一である。
- (9) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の承認については、当社代表取締役社長に一任する。

<ご参考>

1. 株式売出しの目的等

当社はダノンから、引受人の買取引受による国内売出し及び海外売出しの売出人であるダノン プロバイオティクス プライベート リミテッドが保有する当社普通株式に関する相談を受け、協議を重ねてまいりました。当社といたしましては、ダノンとは、引き続きプロバイオティクスの普及にとともに取り組んでいくことの価値を互いに認め、友好的な関係を維持することを前提に、当社株式の市場価格への影響に配慮し、ダノンとともに協力し、本株式売出しを実施することとしました。当該売出しにより、当社株式の分布状況の改善、株主層の多様化及び流動性の向上が期待されるものと考えております。

2. オーバーアロットメントによる売出し等について

引受人の買取引受による国内売出しにあたり、その需要状況等を勘案した上で、みずほ証券株式会社が当社株主であるダノン プロバイオティクス プライベート リミテッドから1,925,100株を上限として借入れる当社普通株式の日本国内における売出し（オーバーアロットメントによる売出し）が行われる場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は1,925,100株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合、みずほ証券株式会社は、引受人の買取引受による国内売出しの対象となる株式とは別に、オーバーアロットメントによる売出しの売出数を上限として、追加的に当社普通株式を取得する権利（以下「グリーンシュエーション」という。）を、引受人の買取引受による国内売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの受渡期日から平成30年3月27日（火）までの間を行使期間として、上記当社株主から付与されます。

また、みずほ証券株式会社は、引受人の買取引受による国内売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成30年3月26日（月）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返還を目的として、株式会社東京証券取引所において、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社は、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、みずほ証券株式会社は、引受人の買取引受による国内売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

上記のとおりシンジケートカバー取引及び安定操作取引により取得して返還に充当後の残余の借入れ株式は、みずほ証券株式会社がグリーンシュエーションを行使することにより返還されます。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、売出価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、みずほ証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れ、当該株主からみずほ証券株式会社へのグリーンシュエーションの付与及び株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引は行われません。

上記記載の取引に関し、みずほ証券株式会社は他の引受人の買取引受による国内売出しの共同主幹事会社と協議の上、これらを行います。

3. ロックアップについて

グローバル・オフアリングに関連して、引受人の買取引受による国内売出し及び海外売出しの売出人であるダノン プロバイオティクス プライベート リミテッド（以下「売出人」という。）は、ジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、売出価格等決定日に始まり、グローバル・オフアリングに係る受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（但し、引受人の買取引受による国内売出し、海外売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと及びグリーンシュエーションが行使されたことに基づいて当社普通株式を売却すること等は除く。）を行わない旨を合意しております。

また、当社は、ジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、ロックアップ期間中、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換され得る有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する有価証券の発行等（但し、株式分割等を除く。）を行わない旨を合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、ジョイント・グローバル・コーディネーターはロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

II. 主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動

1. 異動が生じる経緯

前記「I. 株式の売出し 1. 株式売出し（引受人の買取引受による売出し）に関する件」に記載の当社普通株式の売出しに伴い、主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動が見込まれます。

なお、当社とダノンは、当該売出しの後も友好的な関係を維持し、引き続きプロバイオティクスの普及を目指していく意向のもと、平成 25 年 4 月 26 日「ダノンとの戦略提携契約の終了と協業関係に関する覚書の締結に関するお知らせ」にて公表した両社間の覚書を、上記売出しの完了時をもって改定することに本日合意しました。改定後の覚書では、両社がこれまで協同して行ってきた合弁事業、プロバイオティクス振興活動及び研究活動を継続すること、両社にとってメリットのある新たな協業の可能性があれば取り組むこと、並びに当社が今後ダノンから取締役候補の推薦を受け入れることを確認しています。

2. 異動する株主の概要

主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社に該当しなくなる株主の概要

- | | | |
|--------|---|--|
| (1) 名 | 称 | ダノン (DANONE) |
| (2) 所 | 在 | 地 17, Boulevard Haussmann, Paris (75009), France |
| (3) 代 | 表 | 者 の 氏 名 Emmanuel Faber |
| (4) 代 | 表 | 者 の 役 職 Chairman of the Board & Chief Executive officer |
| (5) 事 | 業 | 内 容 チルド乳製品、乳幼児向け食品、ウォーター及び医療用栄養食の製造及び販売等 |
| (6) 資 | 本 | 金 167 百万ユーロ (2017 年 6 月 30 日現在) |
| (7) 設 | 立 | 年 月 日 1908 年 1 月 1 日 |
| (8) 連 | 結 | 純 資 産 12,535 百万ユーロ (2017 年 6 月 30 日現在) |
| (9) 連 | 結 | 総 資 産 45,668 百万ユーロ (2017 年 6 月 30 日現在) |
| (10) 大 | 株 | 主 及 び 持 株 比 率 Massachusetts Financial Services Company (8.94%)
BlackRock Inc. (6.08%)
(2017 年 12 月 31 日現在) |
| (11) 上 | 場 | 会 社 と 資 本 関 係 2017 年 9 月 30 日現在、ダノンのグループ会社である売出人は、当社株式 35,212,000 株（議決権の数 352,120 個、議決権所有割合 21.52%）を保有しております。当社は、ダノンの株式を保有しておりません。
当社とダノンは、インドにおいては折半出資の、また、ベトナムにおいては当社 80%、ダノン 20% 出資の合弁会社を有しています。 |
| | 当 | 該 株 主 の 関 係 人 的 関 係 2017 年 3 月 31 日現在、ダノンから 3 名が当社の取締役就任しております。 |
| | | 取 引 関 係 プロバイオティクスの普及・啓発や基礎研究に関して、以下の取り組みを共同で実施しております。
・ 米国及びインドにおけるプロバイオティクスシンポジウムの開催
・ 米国における研究者助成
また、国内における物流共同等を行っております。 |

3. 異動前後における当該株主の所有する議決権の数（所有株式数）及び総株主の議決権の数に対する割合

	属性	議決権の数 (所有株式数) 総株主の議決権の数に対する割合			大株主 順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
		異 動 前 (平成30年2 月14日現在)	主要株主である 筆頭株主 その他の関係会社	—	
異 動 後	—	—	125,371 個 (12,537,100 株) 7.66%	125,371 個 (12,537,100 株) 7.66%	第1位

- (注) 1. 総株主の議決権の数に対する割合は、平成29年9月30日現在の総株主の議決権の数1,636,003個を基準に算出しており、小数点以下第三位を四捨五入しております。また、大株主順位は、平成29年9月30日現在の株主名簿による株主順位に基づくものであります。
2. 異動後の総株主の議決権の数に対する割合は、総株主の議決権の数に対する割合の算出の基準となる総株主の議決権の数1,636,003個が、本日付で公表しました「自己株式の取得に係る事項の決定及び自己株式の消却に関するお知らせ（会社法第459条第1項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得及び会社法第178条の規定に基づく自己株式の消却）」に記載の自己株式の取得によって減少した場合を考慮に入れずに算出しております。なお、当該自己株式の取得を当社が実施した場合には、上記異動後の総株主の議決権の数に対する割合は増加する可能性があります。
3. 前記「I. 株式の売出し <ご参考> 2. オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載のグリーンシュエアプションの行使により、異動後の議決権の数（所有株式数）は上記議決権の数（所有株式数）より更に最大で19,251個（1,925,100株）減少する可能性があります。
4. 本日付で公表しました「自己株式の取得に係る事項の決定及び自己株式の消却に関するお知らせ（会社法第459条第1項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得及び会社法第178条の規定に基づく自己株式の消却）」に記載の自己株式の取得に関し、今後、当社が自己株式の取得を決定し、売出人がこれに応じてその保有する当社普通株式の一部を売却した場合には、当該時点でその他の関係会社に異動が生じる可能性があります。

4. 異動予定年月日

前記「I. 株式の売出し 1. 株式売出し（引受人の買取引受による売出し）に関する件（9）受渡期日」に記載の受渡期日（売出価格等決定日の6営業日後の日）

5. 開示対象となる非上場の親会社等の変更の有無等

該当事項はありません。

6. 今後の見通し

今回の主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動による当社の経営及び業績への影響はありません。

以 上

ご注意： この文章は一般に公表するための開示文書であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。当社普通株式の売出しへの投資判断を行うに際しては、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。株式売出目論見書及び訂正事項分は引受証券会社より入手することができます。

本開示文書は、米国における証券の募集を構成するものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されません。なお、本件においては米国における証券の公募を行うことを予定しておりません。